

羅馬法進化の諸段階：羅馬法制史の時代的区分に就いて

武藤，智雄

<https://doi.org/10.15017/14480>

出版情報：法政研究. 6 (2), pp.111-146, 1936-03-30. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



羅馬法進化の諸段階

—羅馬法制史の時代的區分に就いて—

武藤智雄

先考の三回忌に際し
謹みて此の卑稿を靈
前に捧ぐ

羅馬法進化の諸段階

—羅馬法制史の時代的區分に就いて—

小 引

本稿成立の由來は、近刊「九州帝國大學法文學部創立十周年記念論文集」所收に係る卑稿の小引に於いて一言したる所に同じ。

本稿も亦た、所詮は私の「羅馬法の進化に關する研究」の一部を構成するもの。私はこの機會に於いて、昭和九年以來私のこの研究に就き間斷なき援助を惜まれざる財團法人啓明會に對し、改めて深厚なる拜謝の意を表さなければならぬ。

昭和十一年三月十日

智 雄 謹 誌

内 容

第一章 序詞。法制史に於ける時代的區分。

第二章 羅馬法制史に於ける時代的區分。

羅馬法進化の諸段階（武藤）

第一節 各時代の發見。

第一項 無關心なる註釋學派。

第二項 古典法の發見（サヴィニ、イエリンク）。

第三項 後期古典法の發見（ミッタース）。

第二節 現代の學者に依る時代的區分。

第一項 ビザンチニストの區分。

第二項 ロマニストとしての筆者の區分。

第三項 兩派の對峙。

第三章 當面の一問題。縣の法と帝國法。

第四章 結詞。ロマニストの正解。

第一章 序詞。法制史に於ける時代的區分。

法が、絶えざる時の流れと共に、多かれ少かれ常に動いてゐる事は、疑なき事實である。その動きは、時には急激であるが時には緩徐であり、時には徹底的であるが時には表面的であり、時には法の全體を包容するが、時には僅かにその一部を掠めるに過ぎない。

法をこの絶えざる動きに於いて把握し描寫することは、勿論望ましい事である。然し現在のわれわれには、實は未だ、銀幕（銀幕）の上に展開せられる、生きてをり且つ動いてゐる寫眞を創造する方法に比肩し得べき程の方法の持合せがない。そこで、止むなくわれわれは、些か舊式且つどこちないものながら、幻燈機械に依る映寫の方法に類するものに頼らざるを得ないこととなる。即ちわれわれは、法の動きをば「靜止」と「變化」の反覆といふ事に置き代へて考へ、その中の各「靜止狀態」のみを發見映寫する事に依つてその相互間に介在する「變化」をも認識し、斯くして法の生命と運動とを、その全局に亘つて觀察せんとするのである。

其處でわれわれが、發展の緩徐たる時間を「靜止」の時間として幻燈映寫の場面に取上げ、反之急激なる變化の時間を簡略するとすれば、觀察せらるべき時の流れは、自然、いくつかの「靜止狀態」のみに區分せられて來る。「時」、「時間」「Zeit」の小區劃たる「時期」、「時代」「Zeitraum」「Periode」が此處に生れる。（1）

抑も一國民の法の歴史は、大體に於いて、その國民自體の歴史とその長さを等しくするものではあるが、時には又その例外がある。例へば羅馬法は、羅馬帝國が滅亡したる後と雖も、連綿今日に至るまで、その生命を保つてゐるのである。

又一國民の法の歴史に於ける事件は、大體に於いて、その國民の一般文化史上の事件と並行するものではあるが、時にはその例外もある。例へば一般人文學派（ヒューマニスト）の繁榮期と、法律人文學派のそれとの間に

は、大きな時の開きが存するのである。（二）

しかも搗てゝ加へて、法の變化は、實は、他の場合に於けるが如く一舉にして成るものには非ずして、漸次に招來せられる場合が寧ろ多い（三）。法制史（又は法律史、法史）に於ける時代的區分の、容易ならざる所以である。

然らば、「萬華鏡に於ける色硝子の碎片のやうに華麗に變轉した」（ケイブル）、連綿一千年に餘る羅馬法制史（四）に於いては、何處にその「靜止狀態」を見出し、如何にその時代的區分を爲すべきであらうか？

學界の一部には、古來傳承的に、羅馬法制史の時代的區分をば、その政治的變遷を追うて、王政、共和政、帝政及び絶對專制政の各時代に分たんとする者がある（例へばジラル、ディ・マルツァその他）。けれども法律的變遷は、常に必ずしも政治的變遷に合致するものではなく、羅馬法の場合に於いては特に然りである。私の今問題にせんとする所は、畢竟、羅馬法の進化に即した時代的區分である。章を改めて論じたい。

一 シュウェリン教授の示唆に基いてこの説を爲す。Vgl. v. SCHWEDIN, *Der Geist d. allgem. Rechts u. s. zu. in* "Germanistisch. Wiedererstehung" (1926) 206.

二 HAZELTINE, *The Renaissance and the Lotus of Euwepe in* "Cambridge Legal Essays" (1926) 139 sqq. 殊に 156 sqq.

三 JONOWICZ, *Historical Introd. to the study of Roman Law* (1932) 4.

四 本稿に於いては、ユスチニアヌス帝迄に止む。

第二章 羅馬法制史に於ける時代的區分。

第一節 各時代の發見。

扱て、羅馬法制史上の「靜止狀態」、即ち羅馬法進化の各時代は、古來、如何やうにして發見せられ、又如何やうに特徴づけられてゐたのであらうか？

第一項 無關心なる註釋學派

抑も、註釋學派及びこれに由來する羅馬法學傳統は、その間多少の觀點の相違はあるも、大體に於いて、ユスチニアヌス法典を以つて、十二表法よりユスチニアヌスに至るまで、八世紀に亘つて形成せられた學說及び法規の渾然凝結せる一體に外ならずとし、その一體としての法典の内容吟味に没入してゐただけであつて（一）、羅馬法自體の歴史的進化は勿論、その各過程の特徴に就いても未だ特に注目するには至らず、この點に於いては、全くの無自覺無知識に終始してゐたのである。私は此處に、彼等の歴史的知識の缺如を示す、一つの極端なる例を挙げやう。即ちアックルシウスは曰く、

“Iustinianus regnabat tempore Nativitatis Christi”(Gl. ad Nov. 47. c. 1)

（ユスチニアースは、基督誕生の當時に統治せり。）

一 但し私は、彼等のこのユスチニアース法典に對する見方に關する限りに於いては、其處にこの派の卓見として、大いに賞讃せらるべきものがあると思ふ。この事は、私が既に昭和十年六月二十二日、第六回九州帝國大學學内講演會開催に際して試みたる講演「羅馬法學の過去現在及び將來」中に於いて詳述したる所である。（本講演の草稿は近く上梓の豫定である。）蓋しユスチニアース法典を組織的一體として眺めんとする所に、今日のわれわれの所見と、靈犀一點の相通ずるものが存するのである。

但し註釋學派は、これと同時に、法典中の各フラグメントは互に同等の價值を有するものとなすのであるが、この點に至つては、われわれと雖も遺憾ながら承服し難いのである。

第二項 古典法の發見

第一 人文法學派

然るに、その有する古典に對する良き知識を基礎とし、註釋學派の妥協的な解釋を難すると共に、更に遡つてユスチニアース帝に依る古典法學者のテキスト變改をも慨し、そのインテルボラーチオを除去して原型にかへし、以つて古典法の發見を企てたのが、十五世紀から十七世紀にかけて榮えた所謂人文法學派であつた。彼等は、組織的一體としてのユスチニアース法典を棄て、古典法學者の著書を採り、ユスチニアース法から古典

法に復歸することが羅馬法を純化せしむる所以であると考へたのであつた。

一例を挙げやう。この派の學者フーベルは、婚姻に就き次の如く述べてゐる。

「當事者の婚姻が有效ならざりし場合と雖も、その間に出生したる家子 (*filii familias*) が婚姻せんとするときは、是非とも受働的に父の同意を経ざる可らず。従つて父の搜索を爲さざる限り、子は獨身を續けざる可らず。」(1)

右を一見して明かなることは、フーベルは、家長の權力が絶對的であつてこれに服する總べての者の欲求(意思と迄では言はない)をその一身に吸収した古代羅馬法のみを想定してゐるといふ事である。従つて彼は、既に古典時代それ自體に於けるその後の家長權の漸次的萎縮と、これに照應せる家子の意思の擡頭とを考へず、況やユスチニアヌス法に於ける純粹に諾成的なる婚姻に至つては、全くこれを度外視してゐるのである。

畢竟、人文法學派の功績は、羅馬法の古典的再構成に於いてこれを認め得るのであるが、それは飽くまでも、紀元第二世紀末より第三世紀初頭にかけての古典法を發見したといふ事だけに止まり、それ以後の羅馬法の進化、乃至この古典法が羅馬法の全進化に於いて如何なる地位を占むるやに就いては、彼等は全く考へ及んでゐなかつたし、又これを考へやうともしなかつたのである。

I Fournier, *Rationalia* (1631) ad D. 23, 2.

第二 歴史法學派

下つて十九世紀初頭に至り、獨逸に、所謂歴史法學派なるものが擡頭した。この派の綱領は、その代表者たるサヴィニ自身の口を通じて示された「立法及び法律學の爲めの現代の任務」（Vom Beruf unserer Zeit f. Gesetzgeb. u. Rechtsw. 1814）中に明であるが、彼は本書中に於いて、要するに法は社會現象であり、従つて進化するものであると斷じ、法の歴史的研究の必要を叫んだのであつた。

われわれは、この主張が、實はナポレオンのライプチヒ潰走直後に吐かれた、愛國の叫びであつた事を銘記しなければならぬ。斯くしてこの派は、恰も時流を爲せる、總べての學問に於ける歴史的熱情に棹さし、羅馬法をも、その歴史的全進化に於いて再構せんとしたのであつた。

しかもその矢先き、偶ま一八一六年には、伊太利のヴェローナに於いて古典期法學者たるガリーイウスのインスチツチオーネス（Institutiones）が、又一八二〇年には、同じくヴァチカーナ圖書館に於いて所謂フラグメンタ・ヴァチカーナ（Fragmenta Vaticana）が発見せらるゝに及び、この派は勇躍して此等の貴重なる羅馬法源の探究に専心せんとし、先以つてガリーイウスの研究に着手し、これを中心として古典法の學說と精神とを蘇らしめたのであつた。——が、結局これが、遂に彼等の仕事の全部となつて了つた。

抑も歴史法學派は、羅馬法の歴史的進化を、その全般に亘つて展開せんとしたのであつた。然しそれは、不幸

にして、纔かにガリーウスを中心とした古典法のドグマを明確にし得たに過ぎなかつた。斯くして彼等は、羅馬法の光彩をば、十二表法、法務官の活動、又は *aequitas* (衡平) の觀念に依る *ius strictum* (嚴格法) の調整のみに認めてそれ以上に出づること能はず、羅馬法の全進化を跡づけんとして、實はその出發點に於いて釘づけせられて了つたのである。

翻つて、彼等のユスチニアヌス法典に對する解釋態度は如何？

古典法のみに膠着し、それ以後の羅馬法の進化過程に於ける素晴らしい「靜止狀態」に下り得なかつた彼等は、勢ひ、その古典法の再構成をば、そのまゝ、遙かに下つたユスチニアヌス法典に當倣むるの過誤を犯すに至つた。即ちサヴィニは、ユスチニアヌス法典を以つて古典法學者の著作に多少の改訂が施されたものであるとし、その抹消せられた個所は大部分ユス・キヴィーレであつて、それだけユス・ゲンチウムが決定的に優越するに至つたとしてゐる(一)。モムゼンの見解、亦たこれより相距る遠くはない(二)。

われわれは此處に於いて、歴史法學派の到達點が、正しく嘗ての人文法學派のそれに接近してゐる事に氣付くのである。歴史法學派は、當初、その独自のプログラムを遂行せんとしたるにも拘らず、その残したる業績より見れば、結局、人文法學派の古典法再構成といふ仕事を、更に深く且つ更に廣く進めて行つただけの事であつた。

この點よりすれば、彼等は人文法學派と同じく、謂はゞ、法律ミイラの陳列館を建設したに過ぎないのである。

- 一 例くば V. SAVIGNY, *Das Obligationenr.* 1 (1851) 79-110. 尙ほ、彼 *System d. heut. röm. R.* (1840-51) は、畢竟、ユス・ゲンチウムを體系化するものに外ならないのである。

- 二 MORSINI, *Röm. Gesch.* 3 (1922) 563.

第三 功利法學派

歴史法學派が自然法學派を難じて實證的基礎を缺くと爲した點を採り、しかもその法律觀が法律の自律的發達を無視した點を難じて歴史法學派を修正したものが、即ちイエリンクである。イエリンクの見解に依つて、法律の進化といふ事は、單純な事實から一つの理論となつたのであつた(一)。

斯くして彼は、一八五二年以來その大著「羅馬法の精神」を刊行し、羅馬法をば、その進化の諸段階を追ひつ一つの文化現象として觀察せんとし、先づ以つてユス・キヴィーレより吟味し始めたのであつた。然るに、彼も亦た羅馬法制史中最も光彩赫々たるはその古典法時代であると速斷し、一度びこれを吟味し盡くすや、歴史法學派の仕事は恐らくこれを以つて終れりと爲してその後に及ばず、やがて一八五七年、「羅馬私法及び獨逸私法の學說の爲めの年報」(Jahrbücher f. d. Dogmatik d. heut. röm. u. dtsh. Privatr.)を自ら主宰して刊行するや、その第一卷の冒頭に於いて、「受容的にして而かも創造的な法律學」(receptive u. productive Jurisprudenz)

の建設を唱へ(二)、今や遽かに羅馬法を克服せんとするに至つたのである。即ち彼は、法律學は最早法規の解釋と、法規から法律上の原則を見出す事のみに存せず、寧ろより建設的な構成、即ち法律を更に高い集合狀態に迄で引き上げる事に存すと爲し、「羅馬法を克服する爲めに羅馬法自身から武器を借りる事、それが解放への眞の道である。それ故に、われわれの現代法律學のモットーは斯く掲げられる。曰く、羅馬法を過ぎつて羅馬法の彼方へ！」(Durch das Römische Recht über das Römische Recht hinaus！)」と絶叫したのである(三)。

然し乍ら、このイエリンクの提言には、羅馬法は總べて研究し盡くされ、そして現代の學問に對して、羅馬の精神的遺産を構成せる法規と體驗との總べての至寶を與へ盡くしたとの、彼れ獨特のイリュージョンが横はつてゐるのを見逃すわけには行かない。イエリンクの大著の標題は“Geist d. röm. R.”(羅馬法の精神)に續けて、われわれ“auf d. verschiedenen Stufen seiner Entwicklung”(その發展の種々なる段階に於ける)とことわられてあつた。然し、彼が吟味した羅馬法といふのは、實は歴史法派のそれと同じく、羅馬法の進化の僅かに出發點を劃する古典法の部分のみに限られ、それ以後には全く及んでゐないのである。「羅馬法を過ぎつて羅馬法の彼方へ」出でた積りの彼も、實は古典法を横切つただけで羅馬法の彼方に去つて了つたのである。

とまれ、サヴィニ、イエリンクの業績に依つて、われわれは、羅馬法制史上、古典法といふ一「靜止狀態」の存することを知つた。けれどもそれ以後の羅馬法に就いては、未だ何等知る所がなかつた。それは、謂はゞ砂漠

であつた。

一 イエリリンクに就いては牧野英一氏の諸論稿、殊に、法律思想の發展、「法律に於ける進化と進歩」（大正一三）五八以下、グローテウィウスを基點として、「法律に於ける具體的妥當性」（大正一四）四七四以下。尙ほ末川博氏、イエーリング、「不法行為竝に權利濫用の研究」（昭和八）一八九以下。

II v. Ihering, *Unsere Aufgabe in "Jahrb. f. d. Dogmatik"* 1 (1857) 4.

III v. Ihering, *a. a. O.* 51—52.

第三項 後期古典法の發見

然るに、前世紀を通じて、獨逸を最後として諸國に民法々典が編纂せらるゝに及び、ユスチニアヌス法典は、茲にその法典としての實用的價值を剝奪せらるゝに至つたが、その半面に於いては、却つてこれが幸して、同法典は、批判的に將た歴史的に、更に廣汎にして且つ深刻なる研究の對象となるに至つた。換言すれば、羅馬法學傳統が民法々典となつて凝結した半面に於いて、現行法典としての桎梏から脱したユスチニアヌス法典自體は、茲に、全く自由なる新探究に身を曝らす事となつたのである。

しかも、幸運にも時を同じうして、パピルスの研究が勃興した。ミッタース氏は、古代世界に對して嶄新且つ特異な法源を爲す、この前人未到の埃及砂漠の新文書の法律的研究に先鞭をつけ、以つて羅馬法の生命に關する

一切の歴史的問題解決への出發點を劃せんとせるの觀があつた。その研究の一應纏められたものが、劃時代的名著「帝國法と民間法」、原語の標題悉くを列記して「Reichsrecht und Volksrecht in d. östl. Provinzen d. röm. Kaiserreichs. Mit Beiträgen zur Kenntniss d. griechisch. Rechts u. d. spätröm. Rechtsentwicklung」(1891)である。

ミッタイス氏は、本書中に於いて、カラカラ帝の勅法(二二二年)に依つて帝國領土内の住民全部に *civitas* (市民權) が付與せらるるに及び、希臘文化と羅馬文化との間に激烈なる角逐が醸成せられたるべきを想定し、斯くして、コンスタンチヌス帝の立法に至つて、希臘的東方的要素が顯著となりたる旨を旨摘せんとしたのであつた。

羅馬法制史上の最後の「靜止狀態」たる後期古典法は、此處に碩學ミッタイス氏を俟つて、初めて發見せらるるに至つたのである。

然らば彼の發見開拓に係る、後期古典法の特徴は如何？

實は現在の學界は、正にこの問題に就いて白熱的に争つてゐる。そしてこの論争は、當然、羅馬法制史上の時代的區分にも移されざるを得ないのである。節を改めて論じやう。

第二節 現代の學者に依る時代的區分

第一項 ビザンチニストの區分（*）

現時、一派の學者は、インテルポラーチオやパピルスの研究を基礎としてミッタイスの所説を暴進せしめ、遂に、ユスチニアヌス法典を以つて、純然たる羅馬的法典にはあらずして、寧ろ東方的ビザンチンの法典なりとし、コンスタンチヌス以後、帝國の東部に於いて、東方的希臘的慣行が羅馬傳統に優越し、結局これが、第六世紀の立法の上に壓倒的影響を及ぼすに至つたと爲す。これ即ち、所謂ビザンチニストの主張である。

彼等は、ミッタイス自身に於いて、何等斷定的に定義を下す事のなかつた第四、五世紀の羅馬法をば、大膽にも希臘法であり東方法であると色づけ切つて了つたのである。この派の驍將ボンファントは、後期古典法をば次の如くフォルムラ化してゐる。

「活潑であり、人道的であり、論理的ではないが實踐的である此等ロメオ人（Romæi）の希臘精神は、ロメオ人の羅馬市民權獲得と共に彼等に迄でもその適用を擴張せらるゝに至つた羅馬法の、爾後の總べての進化の上にその特質を植ゑつけたのであつた。羅馬のフミーリアの崩潰は急がされ、古代田園生活に密着してゐた（換言すれば、古代民族思想の強靱な傳統と特殊な傾向及び態度とに根柢を有してゐた）基礎的諸制度はオリエン

テでは發育せず、正義は敬神の犠牲となり、法律行爲に關しては廣大なる帝國に個人の意思が許容せられ、そして夥しい公私の書面は、畏敬せられた羅馬嚴格方式 (*forme romane*) に代ることゝなつたのである」(一) 叫ばるゝ「ベリツスとポローニヤ」なるモットーは(二)、畢竟ポローニヤ學派に依つて研究せられた羅馬法は、羅馬には通ぜずして、寧ろベリツス法學校と結合する旨を揚言せるものに外ならないのである。

彼等のこの主張は、當然、その施す羅馬法制史上の時代的區分にも反映せざるを得ない。即ちこの派に屬する大多數の學者は、次の如き區分を爲す。(左記は、この派に多くの追隨者を有するボンファンテ氏の區分である(三))。

第一期 「羅馬市とユス・クキリチウムの時代」紀元前七五四年より紀元前二〇〇年迄で。

第二期 「羅馬國とユス・ゲンチウムの時代」紀元前一四一年より紀元二三五年迄で(四)。

この時代に於いて、法務官法とユス・ゲンチウムとが發展した。それ故に當期は、この派の學者に依つても、普遍法 (*diritto universale*) の時代と呼ばれる。

第三期 「希臘—東方帝國と希臘—東方法又は羅馬—希臘法の時代」紀元三〇五年又は三〇六年より五六五年迄で(五)。

ビザンチニストは、ユスチニアヌスの法典編纂に際しては、この第三期に於ける希臘的東方的影響が壓倒的

力を有してゐたと爲す見地より、更に驀進して、遂には、ユスチニアヌス法典の内容それ自體が、悉く希臘的東方的であると壓印して了ふのである（六）。

尙ほ又、同じくこの派に屬する學者中に於いても、例へばペロツツ氏の如きは更にラヂカルである。彼は、羅馬法と東方—希臘法との兩者は、嚴格なるクキリチウム社會の總べての法律的、社會的、家族的諸制度が、東方的影響の下に決定的に崩潰したる *Constitutio Antoniniana* 殊にコンスタンチヌス時代直後に於いて、急激に交替したとするのである。依つて彼は、羅馬法制史上の時代的區分を、二五〇年頃を境界としてたゞ二つとし、その第一を、羅馬が世界に號令した時代に相當する「羅馬時代」（*Periodo romano*）として、その第二を、羅馬の領土自體が當時の世界全土と合致したる「羅馬—希臘時代」（*Periodo romano-ellenico*）と爲すのである（七）。

* 現代學界の二大潮流たるビザンチニストとロマニストとに就き、詳しくは、卑稿、ボンファンテ教授を憶ふ、「法學志林」三六（昭和九）一〇八八以下。同じく卑稿、第一回國際羅馬法學會、「法政研究」五ノ二（昭和一〇）二三以下參看。

一 BONFANTE, *Ist. di dir. rom.*⁹ (1932) 11.

二 これが嘗てのプリングスハイム教授の論稿の標題であつた事は言ふ迄でもなう。PUNGSHUTV, *Beryt und Bologna in "Festschr. f. Otto Lenel"* (1921) 204 ff.

三 BONFANTE, *Storia del dir. rom.*⁴ (1934) 7; cfr. anche sue *Ist. di dir. rom.* 9 (1932) 8 ss.

四 當時代の終期を何處に置くに就いては、この派の學者中にも異論がある。例へば、近く、ボンファンテ門下の駿足アル

ヘルタール教授は、嘗てのミッター氏の見解 (MUTTER, *Röm. Privatrecht bis auf d. Zeit Diocl.* 1 [1908] Vorwort) を踏襲し、この時代を以つて「チオールチアヌス及びマクシミアヌス帝迄」(三〇五年)に及なるとする。cfr. ALBE REHM, *Introd. stor. allo stud. del dir. rom. giust.* (1935) 3.

五 この時代的區分が、前節に述べた不朽の名著 MUTTER, *Reichsr. u. Volksr.* に負ふ所あるは言ふ迄である。

六 例へば COLLINET, *Études histor. sur le Dr. de Just. Le Caractère oriental de l'oeuvre de Just.* (1912) ; *L'originalité de Digeste in "Conférence pel il XIV Centen. delle Pandette."* (1931) 39 ss. 尙ほ COLLINET et GIFFARD, *Précis de Dr. Rom.* 1 3 (1930) 48 (§ 85. Nouveau caractères de la législation). 但し、わがジャッフル教授はこれを認められなう。コリネ教授が録々たるビザンチニストたるに反し、教授が重厚なるローニストたるゝが故である。cfr. GIFFARD, *Précis de Dr. Rom.* 1 2 (1934) 60. n. 1.

尙ほ、近くこの派に左袒せるものと云ふ COLLINET, *Ancien dr. rom.* (1930) 14.

七 PIEROZZI, *Ist. di dir. rom.* 1 (1928) 38.

第二項 ロマニストとしての筆者の區分

私は以上、所謂ビザンチニストの見解を紹介した。

(一)。その所説や密である。然しわれわれに言はしむれば、その視界は遺憾ながら尙ほ甚だ狹隘であつて、それは、前記ベロツツ氏に依る羅馬法制史上の時代的區分に於ける二分説に至つて、全くその破綻を暴露するに至つてゐるのである。然り。この二分説に於いては、先づ第一に、全く區別せらるべきユス・クキリチウムと古典

法とが、同じ第一期「羅馬時代」中に收められてゐるのである。それは、サヴィニ、イェリンクの古典法發見といふ大業績をさへ、全く忘却したるものではないか。次に第二には、一般的に他のビザンチニストに於けると同様、其處にはコンスタンチヌス時代の社會の大變動のみが眺められて、それ以前の社會の觀察が全く怠られてゐるのである。彼等は、共和政末期から帝政初期にかけての、羅馬の精神的、社會的、經濟的、政治的、家族的變動に伴つた顯著なる法の局面轉換、及びこの事實が羅馬法の後の進化に及ぼせる影響を、全く看却してゐるのである。ビザンチニストに缺けてゐるものは、遡つて十二表法以降の、羅馬法の進化に對する吟味である。

（二）。次に、ビザンチニストに依つて唱道せられる、所謂ビザンチン法の羅馬の法に對する優越に就いても問題がある。

抑もユスチニアヌス法典の内容が、帝國の法即ち羅馬の法であつて、縣の法がこれから除外せられてゐた事は、夙にミッタイス氏自身が、先づ第一に認めなければならぬ所ではなかつたか。

畢竟、羅馬の法が終始飽くまでも帝國の法であつて、これと縣の法とは、謂はゞ根幹と枝葉との相違に外ならず、一は主であつて他は従の從たるものである。従つて、況や其處に、後者の前者に對する優越などは、毫もこれを主張し得る理由を見出し得ないのである。

（三）。われわれは、遠く遡つて十二表法以降の羅馬法の進化を吟味し、結局ホエニ戰役以後の社會の新情勢と、アウグスツス帝以降のユス・ノーヴム（*ius novum*）の傳統とが、ユスチニアヌス法典の内容を決定したと爲

すのである。叫ぶ所はユスチニアヌス法典の羅馬性である、ポローニヤはベリツスには通ぜずして、實に羅馬に通ずと爲すのである。

私は、右の見解の下に、羅馬法制史を次の二期に分つ。これは、ボエニ戰役といふ羅馬人の生活に現れた一大危機を境界とするものであつて、これを挟む兩時期は、互に對蹠の地位に立つてゐるのである。

第一期 國初より建國第七世紀の初頭（即ち紀元前一五〇年頃）まで。

この時代の法は、當時の文化程度に照應し、全く方式的嚴格的である。

本時代の獨立性及びその特徴に就いては、われわれと雖も、些かもビザンチニストの大部分の人と所見を異にする所はない。

第二期 建國第七世紀の初頭よりユスチニアヌスまで

これを更に二期に分つ。

（一）。前期。普遍法發達の時代。デオクレチアヌスまで。

この時代の法は、既に十分發展したる、當時の羅馬文化によく照應してゐる。

當期の法の進化は、常に法律學に依つて誘導せられ、法務官と皇帝とがこれを助ける立場に在つた。即ち法務官は、訴訟の裁決者として、その面前に提示せらるゝ個々の事案に對し、衡平の觀念を以つて臨んだのであつ

た。斯くして古來の嚴格方式は、次第にその崩潰の道を辿ると共に、新に普遍的性質を有する *ius novum*（新法）が成立する事となつた。それはまことに、再び世界に見る能はざる盛觀でもあつた。近く牧野博士は、這般の事實を次の如くフォルム化してをられる。

「蓋し、ローマ法の發達について考へるに、ボナ・フィデスの原則は、その古法の嚴正にして且つ形式的なるものを緩和しつゝ、その民族的なものを世界的なものならしめ、もつて、その新しきローマ法を論理的なものならしめるに至つたのである。ボナ・フィデス乃至衡平といふ極めて輪廓の明瞭ならざる概念が、一方において法律を發達せしめつゝ、他方に於いて法律を論理的なものならしめたといふことは、皮肉の興味あるものがそこに存立すると言ひ得られよう」（一）。

われわれは、此處にも、博士の比類なき洞察力の片鱗を見出す。實にや、博士が「その新しきローマ法」と爲さるゝものこそ、正しくわれわれの所謂ユス・ノーヴム（新法）に該當するものではないか。

斯くして、法律學、法務官、皇帝の三者は、その豊富なる技術を以つてユス・ノーヴムを樹立すると共に、帝國全土に亘るこれが普及と統一とを圖つたのであつた。帝國各地に於ける植民地の建設、羅馬市と遠隔地との間の商業貿易の殷賑は、一層その道程を促進せしむる許りであつた。

恰もカラカラ帝の勅法（二二二年）に依つて、市民權は、*dedicium*（降伏者）を除く羅馬帝國の住民全部に對し、廣く附與せらるゝ事となつた。シーザーやシセロ以來の法學者、政治家、及び皇帝に依つて希求せられてゐ

た羅馬の法律的統一は、此處にその素志の半ばを貫徹したと爲すも過言ではない(二)。

然らば、既に中道に達したるこの法律的統一は、如何なる時期に於いて完成せられたのであらうか？

この間に對して解答を與へるのが、次の後期、融合法時代である。

(二) 後期。融合法時代。コンスタンチヌスよりユスチニアヌスまで。

當期の法が普遍的性質を有すること、前期に同じ。ただ、特にこの後期を融合法と標榜したる所以は、前期に於いて、それぞれその學問的實踐的發展の最高段階にまで到達したる諸法律體系(例へばユス・キヴィーレ、ユス・ホノラーリウム、ユス・エクストラ・オルディネム)が、當期に至り、更に融合歸一するに至つた傾向を特に強調せんが爲めである。些か説明しやう。

抑もコンスタンチヌス以降、帝國の經濟的精神的條件が變化するに伴ひ、法も亦た従つて一時混亂狀態に陥るの止むなきに至つた。時の法源は、前期と同じく、古典法學者の著作と皇帝の勅法(それは今や、コードックス・グレゴリアーヌスやコードックス・ヘルモゲニアヌス中に蒐錄せられてゐた)とから成つてゐたとは言へ、前期に於ける普遍法存在の爲めの機關、例へば法務官の如きものが最早や存在せざる以上、裁判も前期とは趣を異にし、特別審理手續(extra ordinem)に依る事が常則となつて來た。しかも、この裁判の實踐を指導すべき法學校や法學者に昔日の勢威なく、立法にも亦た技術的本質的インテリジェンスの缺けてゐるのが、當時の實情で

あつた。

事態斯くの如し。當期の法は、勢ひ、從來の總べての法律體系の單純化といふ過程を辿らざるを得ない事となつた。而してその單純化は、次第に、一法律體系への融合といふ現象に於いて現れる事となつた。われわれは、此處に融合法の誕生を見る。

ユスチニアヌス法とは、所詮、この融合法を法典化したものに外ならないのである（三）。

尙ほ學者は、本後期に關し、基督教倫理の羅馬法に與へたる影響といふ事を問題としてゐる。機を改めて論じたい。

一 牧野英一氏、信義則の三つの見方、「民法の基本問題。第四」（昭和一一）九五—九六。

二 當期に於ける法の普遍的性質に、最も早く着目したのはゾームであつた。Sohm, *Inst. d. röm. R.* (1883) Erster Teil. ゾームは其處で、羅馬法發展の段階を二期に分ち、その第一期を都市法時代（Die Zeit d. Stadtr.）とし、その第二期を實に世界法時代（Die Zeit d. Welttr.）と爲したのであつた。私は此處に、彼の、後世に名を残すべき一卓見を見出す。

三 われわれと所見を同じくするロマニスト中に於いても、この諸法律體系の「單純化」（semplificazione）といふ事は、ユスチニアヌスの法典編纂に際して、初めて遂行せられたと爲す人がある。例へば Brons, *Presp. Romanist.* (1933) 尙ほこの見解に就いては、同じく氏の次のモノグラフイが参照せらるべきである。Brons, *La vendita di cose fuori di commercio in „Studi Riecobono“* 4 (1934) 當初十頁位のものとして爲さるべき豫定の本稿は、一度び本問題に觸れしが爲め、約六十頁

までも頁が嵩んでゐるのである。

因みに氏は、この見解より出發し、諸法律體系は、ユスチニアヌスの法典編纂の時に至るまで、各獨立して並存し、しかも各々消長あるものなるが故に、各法律制度そのものに就いてなれば兎も角、全般的に羅馬法制史の時代的區分を企つるは不可能であるとせられてゐる。(これは筆者への直話である。)

第三項　ロマニストとビザンチニストとの對峙

われわれロマニストは、國初よりユスチニアヌスに至るまでの法が羅馬法なりとするに反し、ビザンチニストは、國初より古典法までが羅馬法であつて、それ以後は希臘—東方法であるとするのである。驚くべき見解の相違である。

こゝに一挿話がある。

一九三三年、伊太利に於いて、國際的な羅馬法學會が開催せられた。そしてその發起人中の一人たりしリッポボーノ氏(學士院會員にして時の羅馬大學教授)とデ・フランチシ氏(時の法相)とは、本大會に相前後して坊間の高級通俗雜誌に寄稿し、本會開催の趣旨を一般に徹底せしむると共に、兼ねてこれを以つて、内外よりの出席者に對する歡迎の辭に代へられた事であつた(一)。

所で、その際リッコボーノ教授は、普遍法、融合法の經過を辿つてユスチニアヌス法典に及んだ羅馬法を謳へられたのであつたが、同じくデ・フランチ氏の草せられた一文も、われわれは、當初これを以つて、漠然と羅馬法を謳歌したものであり、従つて兩者間に大差は無きものと考へてゐた。

然るに、最近アルベルタリーオ教授は、その友人にして同僚なる、デ・フランチ氏のこの一文を以つて、わざわざ、古典法の普遍性のみを謳歌せるものとわつて了はれたのである（二）。自然は、教授一流の、萬事に對して黑白（bianco o nero）を明にせずんば止まざる熾烈なる研究態度（三）より、止むに止まれずして、この立言をせられしこと察するに難くはないが、かゝる通俗的啓蒙的且つ（特にこの場合に就いて言へば）謂はば儀禮的な小稿に至るまでも、わざわざ白か黒かの壓印を敢行せられんとするのは、些か行き過ぎではあるまいか。

とまれ兩派の對立は、羅馬法の内容に關する論議に至つて更に深刻である。

顯著な一例を挙げやう。抑もビザンチニストに従へば、法のドグマに於いて「意思」の重要性が認められたのは、ビザンチンの著作及び東方諸學校の功績であり、従つて後期古典時代の所産である事となるのであるが（四）、われわれロマネストに言はしむれば、それは遙かに遡つて、共和政時代以降の著作と實踐、即ち古典時代の所産となるのである（五）。

この種の例は尙ほ數多く擧げる事が出来るのであるが、要するに、われわれが羅馬法に不滅の榮光を認めんとするに反し、ビザンチニストは希臘—東方法にこれを認めんとするのである。

(附記) 尙ほ、此處にこれを記するのは所を得てゐないかも知れないが、ビザンチニストの主張が、自然、羅馬法を排斥せんとする現在のナチの法律政策に幸してゐる事は否めない(六)。

時も時、ミッタース氏の「帝國法と民間法」がこの度翻刻せられた。しかも新版には、翻刻者たるウェンゲル教授の一文が添へられてあるといふ。事は同教授からの報知である。私は鶴首してその到着を待ち侘びてゐる。

I RICCIONE, *Il 10 Congresso intern. di Dir. Rom. in „Gerarchia“* (1933) N° 5, 2 ss.; De FRANKEST, *In margine al congresso intern. di dir. rom. in „Nuov. Ant.“* 367 (1933) 5 ss., e in “Atti del Congresso” 1 (1933) 1 ss.

II AUBERTARIO, *Introd. stor. sep. cit.* 8, N. 8.

III アルメルタリーオ教授の學風に對するグラデーデンウィッツ氏の評語である。

IV 此處には最近の論稿を擧げるに止めよう。AUBERTARIO, *La crisi del metodo interpolazionistico in “Studi Bonfante”* 1 (1930) 645, PRINOSHIMI, *Animus in Roman Law in “L. Q. R.”* 49 (1933) 43 sqq.; 379 sqq. 尚ほ ARANGIO-ROZZI, *Ist. di dir. rom.* 3 (1934) 94—95, BETTI, *Ist. di dir. rom.* (1934) 226 ss.

V これを初めて説きたるものとシテ STRONX, *Summus ius summa iuriuria* (1926) 22 近くは、筆者の協力した RICCIONE, *Il domma della colonià nel dir.* (1933)

VI 現在の獨逸に於ける羅馬法の排撃に就つては、夙に卑稿。MERTZ, *La recezione e gli studi di dir. rom. ecc.* (1934) 28

N. 3. 同じく卑稿、第一回國際羅馬法學會、「法政研究」五ノ二（昭和一〇）三九—四〇。卑稿、固有法の宣揚、「九州帝國大學新聞」（昭和一〇）一二八號。

ナチの新法學教育プランは、「*Richtlinien f. d. Studium d. Rechtsw.*」として、昨昭和十年（一九三五年）一月十八日に公布せられた。これを説明したるものとして Eckhardt, *Das Studium d. Rechtsw.* in «*D. dsch. Staat d. Gegenwart.*»

II (1935) これをわが國に紹介したるものとして、卑稿、法學教育の變革、「九州帝國大學新聞」（昭和一一）一四二號。

尙ほナチの新法學教育プランに於ける「講義題目たる「古代法制史」（*Antike Rechtsgeschichte*、從來の科目「羅馬法」に代つて、この新科目が創設せられたのである）を解説せるものとして、Wenger, *Antike Rechtsgesch.* in «*Forsch. u. Fortschr.*» 12. N. 1 (1936) 1—3. 本篇はウェンゲル總長よりの惠贈にかゝる。總長の錚々たるビザンチニストなる事が、この際特に注意せられなければならない。

第三章 當面の一問題。縣の法と帝國法。

私は前章第二節に於いて、羅馬法制史の時代的區分に關するロマニストとビザンチニストの對立を述ぶると共に、卑見をも併せ開陳した事であつた。其處には、尙ほ幾多の論すべき問題が介在してゐるのであるが、此等に就いては、他の機會を期する事として、此處には、差當り、一つの重要な當面の問題たる、第四、五世紀に於ける縣の法と帝國法とに就いて一言したい。

ロマニストとビザンチニストとの説の分るゝ所は、前記の如く、羅馬法の繼續性に就いてであり、後期古典法の見方に就いてである(一)。

所で、嘗て一九二九年、リッコボーノ氏は、ロマニストの立場より、羅馬法制史の時代的區分を論ぜられたのであつたが(二)、デ・フランチ氏は翌一九三〇年、リッコボーノ氏がその所説中パピルスを度外視したりしを難ずると共に、これに對して全面的に反對意見を開陳せらるゝ所があつた(三)。デ・フランチ氏に従へば、羅馬帝國には未だ嘗て法律的統一ありし事なく、種々の懸慣行はそのまゝ生きて、帝國法と抗争したのであつて、この帝國各地の渾沌たる法律狀態が、そのまゝユスチニアヌス法典中に移されてゐるといふのである。

この所説は、要するに、嘗てのプリンクスハイム及びレヴィ兩氏の所論を強化するものに外ならない(四)。蓋し兩氏に従へば、ユスチニアヌス法典の内容それ自體が統一なき雜然たるものであり、従つて該法典が如何なる時、如何なる場所にも法典として生きてはゐなかつたといふ見地に於いて、それはアルカイクな傾向を有するものであると斷ぜらるゝが故である。

時のデ・フランチ氏の所論は、ミラノなる聖心加特力大學に於ける、ディゲスタ一千四百年記念講演會の席上に於いて發表せられたものであつたが、これは、端なくも、同じく同講演會の席上に於いて朗讀せられたる、リッコボーノ氏の見解(五)と對立することゝなり、興味深甚、正に同年雅典に開かれたるビザンチン學會に於ける、コリネ、ジッファール兩氏の論争に比すべきものがあつた。

思ふに、カラカルラ帝二二二年の勅法以後と雖も、縣固有の慣習が、帝國の全土殊に東方希臘の諸縣に、帝國法とコントラストを爲しつゝ、尙は殘存してゐた事に就いては疑はない。

が、これは勿論當然の事實であつて、何等怪しむには足りないのである。

何人と雖も、果して *Constitutio Antoniniana* の公布ありて後、一夜にして、即刻、縣の法が潰滅したと想像し得るであらうか？、帝國法と希臘法とは、その後と雖も、暫くは、依然として對立してゐたに相違ない。従つて、例へば法律行爲の形式に徴しても、羅馬に於いては、この場合古來の嚴格方式が踐行せられてゐたに反し、東方希臘地方の慣行としては、尙ほ且つ文書が使用せられてゐたに違ひないのである。

私は今嚴格方式に言及したが故に、その中最もボピュラーであつた *stipulatio*（問答契約）に例を採つて論を續くるならば、この場合の嚴格方式それ自體は、實は既に遡つて共和政末以降、次第に文書の併用をも認むる事に依つて崩潰の道を辿りつゝあつたものであり、しかもそれは、やがては諸成的なる合意（*conventio*）にまで、到達すべき過程に在りしものであつた。

ユス・キヴィーレの上のステプラーチオは、然るが故にユス・ゲンチウムに於いても採用せられ、それ自體が進化すると共に、嚴格方式よりは漸次に離脱するに至つたのである。その結果、偶然にも、羅馬法と縣の法との間の對立が緩和せらるゝ事となつた。然しこれは、勿論、飽くまでも羅馬法それ自體の進化の所産であること言

ふまでもない。

此處に於てわれわれは、例へば、デオクレチアースがこの縣の法に對する抗爭を敢へてした事は(六)、彼が這般の實情を辨へず、又羅馬法の進化をも洞察せざりし結果であつて、その事自體が全く時代錯誤であり、彼の失策でもあつた事を明瞭に知る事が出来る。

抑もユス・クキリチウムの嚴格方式は、當時に於いては最早殆ど有名無實の存在たりしが故に、これを輕減若くは廢止する一般的勅法だに公布せられしならば、これにてデオクレチアースの失策は匡正せらるゝと共に、その後の混亂狀態は收拾し得られた筈であつた。然し第三世紀末の無政府的狀態は、遂にこの立法政策に出づる餘裕を持たなかつたのである。

が、下つて四二八年二月二十日、テオドシウス二世を俟つて遂にその實現を見るに至つた。即ち彼は、この日、一般的勅法を以つて、此等の崩潰に瀕せる嚴格方式を總べて廢止して了つたのであつた(七)(八)。

これに反して、ビザンチニストは、後期古典時代に至り、遽かに東方—希臘法の影響によつて、嚴格方式が廢棄せられ、文書の使用が認めらるゝに至つたとするのであるが(九)、世にこれ程皮相な觀察があらうか？ 彼等は、全く羅馬法の進化を解せざるものと斷ずるの外はないのである。

二二二年の勅法以後と雖も、勿論暫くは、縣固有の法が残存してゐた。然しこの殘存せる縣の法も、羅馬法の發展の上には、何等貢獻する所がなかつたのである。依然として羅馬法が帝國の法であり、依然として羅馬法が

立法の根柢を爲してゐたのである。

借問す、ビザンチニストは、從來に於いて、その誇稱する縣の法が羅馬の法に優越せる點、乃至ユスチニアースの法典編纂に先立つ二世紀間に於いて、縣の法が公認せられし事實を、適確に舉證した事があらうか？ われわれは彼等より、未だ嘗てわれわれを首肯せしむるに足る何等の資料をも提供せられざりしを遺憾とする。

抑も前記の如く、ユスチニアース法典の内容が帝國の法即ち羅馬の法であつて、縣の法がこれから除外せられてゐた事は、夙にミッタイス自身が、その「帝國法と民間法」に於いて、先づ第一に認めなければならない所ではなかつたか。われわれは寧ろ、皇帝が、却つて縣の法に對し、一顧だに與へなかつた幾多の事實を知つてゐるのである。例へばコンスタンチヌスの如き、この點に就き、次の如き明快なる態度を持してゐたのである。曰く、

“*Consuetudinis ususque longaevis non vilis auctoritas est, verum non usque adeo sui valitura momentum, ut aut rationem vincat aut legem.*” (c. 2 C. 8. quae sit longa cons. 53 (54) a. 319)

「長年月の間繼續したる慣習（筆者註、縣の慣習）の効力は輕んずべきものには非れども、自然の道理若くは成文法（筆者註、即ち帝國法）に優越する程重大なる効力を有せず。」

此處に於いて論者は、私が未だ言及しなかつたパピロロジーに對する私の所見如何を質さんとするであらう。今日大多數のパピロロジストは、近年埃及砂漠中より發見せらるゝ幾多のパピルス为例證として、二一二年以後に於ける縣の法の殘存を主張するのであるが、これが羅馬法の進化に對し、何等の意義をも有せざるものなる事は、既に私が論じた所である。

又、現在一部のパピロロジスト中には、同じくパピルス为例證として、羅馬法が縣の法乃至希臘、埃及法に影響を與へてゐた事實を、積極的に證明せんとしてゐる人がある。論者は斯くして、縣の法が必ずしもユスチニアース法より、除外せられしものに非ざる所以を力説せんとするのである。然しながらこの點に關し、現代パピロロジストの驍將たるウエンゲル總長が「ユスチニアース時代に於けるパピルス法」(一〇)中に於いて例示したる所の如き、固より尊敬に値するものであるとは言へ、それは要するに各個の法規の確認には非ずして、羅馬法の一般的原則(例へば意思、錯誤、詐欺、強迫等に關するもの)の適用を扱ひしものに過ぎず、甚だ不遜の言ながら、未だわれわれを首肯せしむるには足りないのである。

然しながら私は、同じウエンゲル總長が、近く一九三三年、第一回國際羅馬法學會に於けるレラツィオーネに於いて、ユスチニアース時代の訴訟法の構成は、それ以前に於ける羅馬法自體の發展の結果に外ならざる事を述べられたる點に、興味の油然として湧くを禁じ得ないものが存するのである(一一)。

一 ロマニストとビザンチニストとの見解の分岐點は、全く、かかつて後期古真法に對する見方の如何に存してゐるのである。

従つて、この場合、適つて共和政末期に於ける希臘的影響を云々し、甚だしきに至つては國初當時に於けるエトラスカンの影響を云々せんとするが如きは、非常なる的外れであつて、勿論私の所説を覆へすものでもない。

因みに附記す。共和政末期に於ける希臘哲學の影響それ自體は、私も充分これを認めてゐるのである。たゞわれわれは、この外來的資料が、その後羅馬法學に於いて大いに精鍊せられた事に多大の注意を拂はなければならぬ。

次に、羅馬法に及ぼせるエトラスカンの影響に就いては、私も多少關心を持つた事があり、所謂エトラスカン十二都市の遺趾に至つては私自身悉くこれを探訪した事でもあるが、不幸にして私は、この點に關し何等の收穫をも擧げ得なかつたし、現に斯學専門家の中にも、これが解明を與へし者あるを聞知した事がない。尙ほ參考の爲めに、最近に於けるエトルスコロヂーヤの最高峰を示す一書と、斯學の現況を語つた小篇とを掲げて置くならば、NOGARA, *Gli Etruschi e la loro civiltà* (1933); DECAUV, *Lo stato presente degli studi etruschi in "Nuov. Ant."* 67 (1932) 503 ss.

II RUGGIRONO, *Prefazione alle trad. ital. del Stroix, Summan ius summa iniuria*, (1927) 645.

III DE FRANZISCI, *Premesse stor. alla crit. del Digesto in "Conferenze per il XIV Centen. delle Pandette"* (1931) 1 ss.

IV PENNEMANN, *Artenische Tendenz Justinians in "Stud. Bonfante"* 1 (1930) 549--67. LEVY, *Western m. Osten in d. nachklass. Entzickel. d. röm. R. in "SZ"* 49 (1922) 230 ff.

V RUGGIRONO, *La verita sulle tendenze arcaiche di Giustin.* in "Conferenze ecc." sop. cit. 235 ss. 今の爲めに記せば同氏は本講演會に出席せられず、本稿は他人をしてこれを代讀せしめられたのである。

六 この點を論じたるものとして TAUBENSCHEIDT, *Das röm. R. zur Zeit Dioclet.* (1923). 縣の法を打倒せんとしたる皇帝の指令中には次の如き句が見える。"Qui tibi suavit, falsum adseveravit." (C. 2, 4, 39, a. 293, "falso tibi persuasum est." (C. 4, 52, 3. Dioclet.), "blandius tibi est qui...persuasit." (C. 8, 40, 12. a. 280)

4 C. Th. II, 3, 1 (= C. I. II, 57, 2), C. Th. III, 13, 4 (= C. I. V, 11, 6), C. Th. III, 7, 3 (= C. I. V, 44, 22),
C. Th. III, 5, 13 (= C. I. V, 3, 17), C. Th. IV, 6, 8; C. Th. V, 1, 9 (= C. I. VI, 18, 1; VI, 24, 11; VII, 53, 22),
C. I. VI, 61, 2. Cf. GOTTFREID'S, *Comm. in C. Th.* 2 (1673) 613.

八 この點は改めて詳論する所存である。

九 例へば COLLINET, *Études histor. sur le dr. de Just.* 1 (1912) 61 et s. その後のこの派の所説を紹介せるものとして

JOTOWICZ, *Historical Introduction etc.* (1932) 424—31, 522—25.

一〇 WENGER, *Il dir. dei popoli nell'età di Giust.* in "Conferenze ecc." *sup. cit.* 215 ss.

一一 卑稿、第一回國際羅馬法學會（既出）三三。

第四章 結詞。ロマニストの正解。

羅馬法學者の著作中に記載せられた、緻密であり、組織立ち、しかも洗煉せられてゐた法學傳統は、それ自體が實に無敵な力を有してゐた。既に紀元第二世紀に成つた古典的なガイウスのインスチツチオーネスが、遙かに下つた紀元第五、六世紀までも、帝國領土の東西各地に普及して、當時の法律的カテキズムを成してゐた事は、私が他の機會に於いて既に述べた所である（一）。第六世紀の大法典は、實にこの傳統とその後の進化とを包容せ

しものに外ならず、その内容が「書かれたる道理」と稱せられるのも、全くこの故である。埃及出土のパピルス
の如き、些かもこの價値を減損するものではない。

私の論じた羅馬法進化の諸段階は、實に羅馬法一千年の傳統に對してのみならず、史實にも亦た合致してゐる
ものである。私は確信する、ユスチニアヌス法典は、その本質に於いて羅馬的所産である。換言すれば、それ
は古典期の法學者によつて精鍊せられ、大皇帝の法典編纂に先立つ二世紀間に於いて、又大いに融合統一せられ
た所のものである。

一 卑稿、アレキサンドリア・ガイーウス斷片（*Pol. N. 132*）の發見、「國家學會雜誌」四八（昭和八）一五三二—三五。

附 記

恰も本篇脱稿の日、私はアルベルタリオ教授より、その新著「羅馬法研究」第三卷債權篇（*Albericario, Studi di Dir.
Rom. 3 [1936] Obbligazioni*）の惠贈に接した。昨春刊行の「教授の『*Introd. allo stud. del dir. rom. Giust. 1* (1935)』に
接して後、未だ茲に一箇年をも経過してゐないのである。私は、今更ながら、教授の旺盛なる研究精進に對して尊敬の念を禁
ずる能はざると共に、教授より受くる不斷の啓發に對して、茲に改めて拜謝の意を表する次第である。

私の立場は、固より教授のそれとは對蹠的に異つてゐる。然しながら、明敏教授の如き人の協力と刺戟となくして、争でか
われわれの學問は今日の盛觀を築き得たであらうか？ 本書は、堂々六百頁に垂んとする大著である。日夜拜誦して啓蒙の資
とし、改めてその學びし所を綴ることゝしたい。